

第一報(速報) 今できるソーシャルアクション

生活保護基準引き下げに反対するシンポジウム

我々ソーシャルワーカーの日々の相談業務や支援実践の中では経済的に困窮状態にある方が少なく、生活困窮や生活保護を受給されている方、あるいはその世帯とのかかわりは強いものと思われれます。

平成27年度には、住宅扶助基準の引き下げが断行されましたが、今年の10月からは生活扶助費や母子加算等の減額が迫っています。生活保護基準が下がることは住民税の非課税基準も下がることになるため、それまで非課税であった方であっても新たに課税対象となる場合があります。

すなわち、生活保護基準の引き下げは、医療、介護、教育、保育、労働、住宅、各種減免制度などに対して多岐にわたり、生活保護受給者を含め約3000万人に影響するとも言われています。日本ソーシャルワーカー連盟からも生活保護基準引き下げに係る影響が緩和されるよう取り組むことが打診されていますが、このような国民の健康で文化的な最低限度の生活を脅かす状況を迎えるに際し、本日、6月1日に開かれた国会本会議で改正生活保護法が成立した今、一人のソーシャルワーカーとして何ができるのか、そして、次回の改正も見据えたソーシャルアクションについて深める必要があると考えた次第です。

そこで千葉県ソーシャルワーカー三団体連絡協議会に係るネットワークを活かし、只今、千葉県弁護士会に相談をしながらソーシャルアクションの具現化に取り組んでいます。

つきましては本シンポジウムは企画中となるもので第一報となる内容ですがご関心がある方はふるってご参集ください。内容の大枠はできておりますが念のため開催間際にはソーシャルワーカー等関係団体のホームページで更新情報をご確認の上お越しくださいますようお願いいたします。

基調講演

日時 平成 30年 7月 8日(日) 13:30~16:30

場所 千葉県弁護士会館3階講堂(千葉市中央区4-13-9)

対象 ソーシャルワーカー・弁護士・臨床心理士・福祉専門職・一般県民

定員 150名

参加費 無料

申込 不要

問い合わせ 千葉県社会福祉士会事務局
〒260-0026 千葉市中央区千葉港7-1
塚本第5ビル3F
☎043-238-2866